

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

総合教育会議の抜粋

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

- 一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策
 - 二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置
- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 地方公共団体の長
 - 二 教育委員会
- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的な事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。
- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めることは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。
- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。
- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。
- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

第2期

教育基本計画 振興基

平成25年
6月14日
閣議決定

今正に我が国に求められているもの、それは、「自立・協働・創造」に向けた一人一人の主体的な学び」である。(「前文」より)

第2期教育振興基本計画のポイント

4つの基本的方向性

第1期計画が「学校設置等の整備」で整理していたのに対して、第2期計画では、「各学校間や、学校教育と職業生活等との円滑な接続を重視し、「社会生き抜く力の養成」など、生涯の各段階を貫く4つの教育の方向性を設定。

3つの成果目標

検証改善サイクルの実現に向けて、第1期計画では必ずしも十分でなかった成果目標と、その達成度を客観的に計測するための指標を設定(中面参照)。

3つの理念

少子化・高齢化、グローバル化など、我が国が直面する危機的な状況を踏まえ、将来の社会のあるべき姿を描きつつ、その実現に必要な30の基本施策を体系的に整理。

〔策定までの経緯〕

平成18年12月	改正教育基本法 公布・施行
平成23年 6月	文部科学大臣から中央教育審議会に対して第2期の教育振興基本計画の策定について諮問
平成25年 4月	「第2期教育振興基本計画について(答申)」(中央教育審議会)
平成25年 6月	第2期「教育振興基本計画」閣議決定

◆教育基本法(平成18年12月22日法律第120号)
(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講すべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参考し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

文部科学省

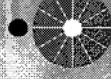
担当：生涯学習政策課教育改革推進室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省ホームページに於ける詳細の情報が掲載されています。ぜひご覧ください。
http://www.mext.go.jp/a_menu/kelukuk/index.htm

第2期の「教育振興基本計画」(計画期間：平成25年度～29年度)が策定されました。
「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき政府が策定する教育に関する総合計画です。

文部科学省



教育行政の4つの基本的方針

(共通理念)

- ◆ 正確教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標
- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ ライフステージに応じた「鍵」の接続
- ◆ 社会全体の「鍵」の連携・協働
- ◆ 現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

1. 社会を生き抜く力の構築

- ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るために整備
- 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

- ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
創造性やチャレンジ精神・リーダーシップ（日本人としてのアイデンティティ語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大・優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成）
- ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
- ～絆づくりと活力あるコミュニティの形成～
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
学習を通して多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心におまとめを図る。
- ◆ 協働型・双方指向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
- ◆ 家計における教育費負担の軽減
- ◆ 安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）

- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、貢献的な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個人の自己実現、社会の「預け手」の増加、格差の改善（若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯環境）
- 全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長（ノーバル化に対応したイノベーションなど）
- 社会全体の生産性向上（グローバル化に対するインパクト）
- 一人一人の伴の確保（社会関係資本の形成）

→一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

我が国を取り巻く危機的情況

相互に連携

- 地域社会、家族の変容
- 地域社会等のつながりや支え合いによる、セーフティネット機能の低下
- 価値観・ライフスタイルの多様化

格差の再生産・固定化

- 少子化・高齢化の進展
- 生産年齢人口の減少（2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。）
- 経済規縮化、税収減、社会保障費の拡大

グローバル化の進展

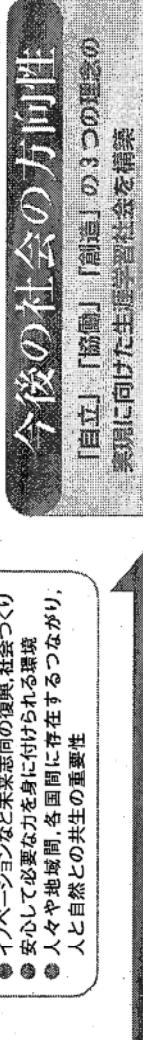
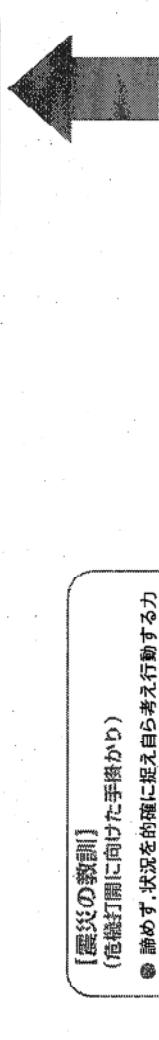
- 人・モノ・金・情報等の流動化
- 「知識社会」の本格的到来
- 新興国との台頭等による国際競争の激化
- 生産拠点の海外移転による産業空洞化

雇用環境の変容

- 終身雇用・年功序列等の変容
- 企業内教育による人材育成機能の低下

一方で...

- 【我が国の人々】多様な文化、芸術や優れた感性
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の伴



量本的方針性】

社会を生き抜く力の養成

多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための土体的・能動的な力へ

成果目標1

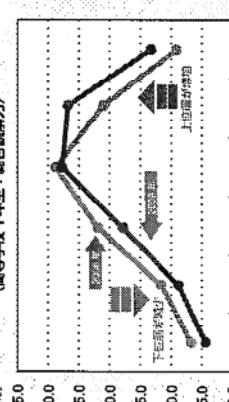
生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

成果指標例

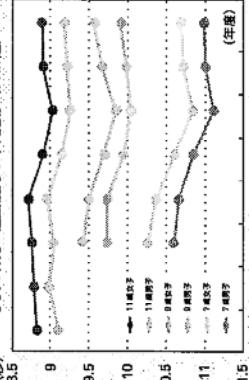
- 国際的な学力調査で世界トップレベルにいため、不登校、高校中退者の状況改善
- 今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど

PISA調査における日本の質問



取組の例

- 新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ICTの活用などによる協働型、双方型学習の推進
- 各校生の到達度テスト導入による活用促進
- 道徳教育の推進（「心のノート」の充実・配布、道徳の教科書の検討）
- 教員の資質能力向上（養成・採用・研修の一貫的な改革）
- 全国学力・学習状況調査（全教調査の推進実施）
- 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討など



課題探求能力の修得（大学～）

どんな環境でも、「答えのない問題」に最適解を導くことができる力を養う。

成果指標例

- 学生の学修時間の増加（算米並みの水準）
- 全学的な数学システム（教育課程の体系化、授業計画の充実等）の整備状況の向上など

取組の例

- 教育サポートスタッフが、英語や国語の機能強化、アクティ・ランニングの充実など、大学の多様な経験を行ふ機会を確保するための就職・採用活動実施時間の変更
- 大学教育の質の確保のためのトータルシステム（設置基準、設置認可、認定評議会等）の確立
- 高校生の到達度テストの結果活用などを含めた、入試の根本的改革など

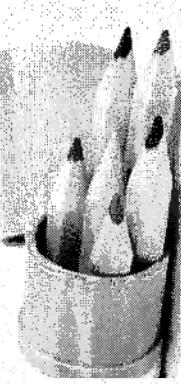
成果目標3

自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

成果指標例

- 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- 各種の体験活動・ボランティア活動の推進
- 学習の質の保証と学習成果の評価活用を地道など



成果目標4

社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成

成果指標例

- 就職率や単期離職率等の改善に向けた取組の実施状況の改善など
- インターンシップ等の実施状況の改善など
- 学び直しの機会の充実（教育機関と産業等との協働による実践的なプログラムの開発、奨学金制度の導入の運用）など
- 各学校段階における職業教育の取組の推進
- 学び直しの機会の充実（教育機関と産業等との協働による実践的なプログラムの開発、奨学金制度の導入の運用）など

基本的方針性2

未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値をもたらしていく大材～

成果目標5

新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

～国際的評価を達成した中高生の割合50%～

成果指標例

- 英語力の目標値を達成した中高生の割合50%～
- 世界で競えるリサーチ・ユニバーシティを10年後に達成する学生の増加
- 英語教員に求められる英語力の到達目標※を設定する大学の数及びそれを満たす学生の増加
- 大学の国際的評価面の向上
- 留学生の海外留学生数、外国人留学生数の増加
- 日本人留学生の経済的負担を緩和するための官民が協力した新たな仕組みの創設や、優秀な外国人留学生の就職的な受け入れの促進
- 離島化した国際化に取り組む大学への重点支援など



中学校卒業段階：英検3級程度以上
高等学校卒業段階：英検2級程度～2級程度以上
大学卒業段階：(例) TOEFL iBT 80点
英語教員：英検1級、TOEFL iBT 80点、TOEIC 730点程度以上

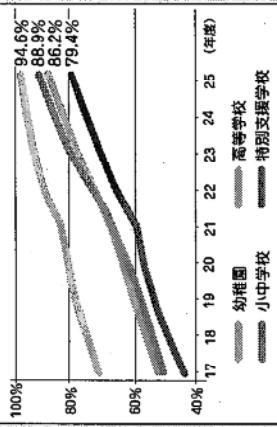
卷之三

築構ネットのテイワセーブのびのび

卷之三

成績目標 7

第2回の講義会の開催



卷之三

萬葉集

筆づくりと清々あるユニティの形成

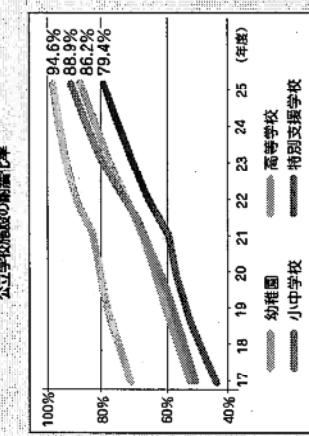
卷之三

標題 8

安全・安心教育環境の確保

＜成果指標例＞

- 平成 27 年までの公立学校施設の耐震化の完了
- 学校管理下における事件・事故被害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のセロ化など

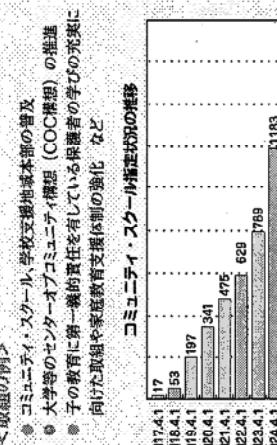


卷之三

卷一百一十五

互助・互助による道力あるヨミュニティの形成

④ 全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築
⑤ コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割（約3,000校）に拡大
⑥ 家庭教育支援チームの増加等による家庭教育支援の充実など



- 大学におけるガバナンスの機能強化
学長のリーダーシップによる適切な意思決定を可能とする組織運営
- 大学の財政基盤の確立と施設整備
国立大学運営費交付金や私学助成など財政基盤の確立と基盤的整備
- 私立学校の振興

※この他、東日本大震災からの復旧・復興支援策についても4つ
社会教育推進体制の強化
社会教育行方が様々な主体と連携・協働し、地域課題の解決に取り組む

分野 1 幼児教育

豊かな感性を育むための幼児教育の環境が充実したまち

分野の成績指標

内 容	单 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
幼児教育の充実に満足している割合	%	26.1	30.0

- ・言語に障害を持つ児に対して実施している吉田町ことばの教室において、教育相談及び言語指導を行った件数

ことばの教室の相談件数	件	(平成 21年度)	400

- ・「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が定められ、幼稚園の在り方も変わつります。

- ・私立幼稚園への運営費補助金の交付や、在園する児童の保護者への就園奨励費の交付など、引き継ぎ、幼児教育の充実を図る必要があります。

- ・幼稚園・保育園・小学校との連携を図ることも、特別支援教育の充実を図るために、乳幼児から中学生までの個別支援計画の作成について、更なる充実が必要です。

※地域において子どもが健やかに育められる環境の整備に資することを目的とした法律。

【 5年後の姿】

- ・幼稚園教育の充実を図ることにより、児童一人ひとりの健やかな成長を促しています。

【 5年後の姿】

- ・幼稚園・保育園・小学校との連携を密にすることにより、児童一人ひとりの状況にあつた支援体制が確立されています。

【 5年後の姿】

- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

教育・文化・交流～心豊かな人を育むまちづくり～

次代を担う人づくりを進める

分野 2 学校教育

一人ひとりの個性を伸ばす学校教育環境が充実したまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
学校教育の充実に満足している割合	%	28.7	39.0

まちづくりに関する住民意識調査において、「小・中学校での学校教育の充実」「満足」「やや満足」「回答した住民の方の割合

小・中学校の空調設備整備率	%	小学校 6.9 (平成21年度)	中学校 6.7 (平成21年度)	小学校 100 中学校 100
---------------	---	------------------------	------------------------	--------------------------

町内の小・中学校の教室に空調設備が整備されている割合(整備済教室数／全教室数)

- ・より教育から誰かが学力を身につける教育へと変化しつつあるほか、中高一貫教育などの多方面にわたる教育改革が進められています。
- ・少人数学級により教室数が増加するため、校舎等の施設整備を進めいく必要があります。
- ・一人ひとりの発達段階に応じて、良い面をさらに伸ばしていくとともに、特別支援教育の充実を図る必要があります。
- ・学校給食には栄養管理だけでなく、食育などの新たな役割が求められています。
- ・より良質な高等教育を受けける機会を持続的に確保することが重要です。

教育環境の充実

【5年後の姿】

- ・必要に応じた施設の改修や整備を図ることにより、学校施設の安全性や快適性が向上しています。
- ・状況に応じた教室数や校地の適正規模の検討に基づく、教育推進体制の強化を図ることにより、教育環境が充実しています。

相談体制の充実

【5年後の姿】

- ・いじめや不登校、問題行動等により学校生活に適応できない児童・生徒を支援する相談体制が充実しています。

健全な児童・生徒の育成

【5年後の姿】

- ・人権教育を推進することにより、児童・生徒が、友情を育み、弱者をいたわっています。
- ・給食を通じて食育の推進を図ることにより、児童・生徒が正しい食習慣の在り方を理解しています。

高等教育基盤の整備・充実促進

【5年後の姿】

- ・地域における高等学校の重要な役割が認知されており、継続した教育活動が展開されています。
- ・近隣の大学や短大等との連携が強化されており、高等教育の基盤が充実しています。

関連する個別計画

・吉田町次世代育成支援行動計画後期言語

第1節 次代を担う人づくりを進める

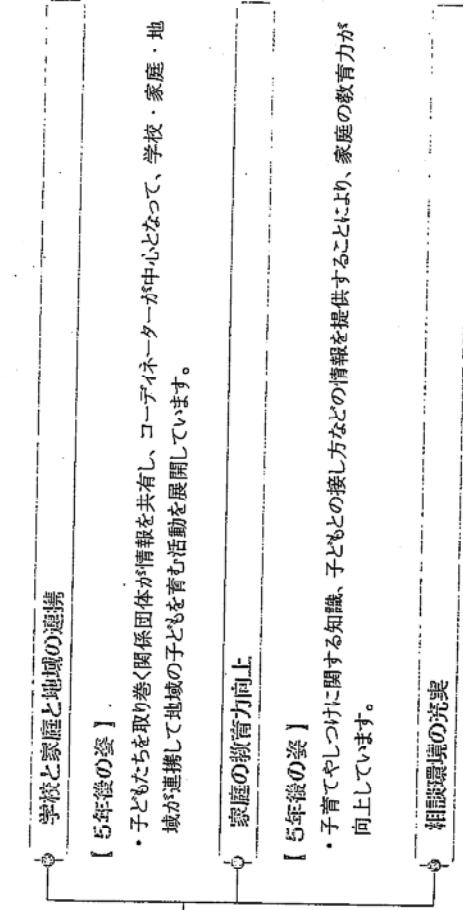
分野 3 地域教育

地域で子どもを育み、地域の教育力が向上しているまち

分野の成績指標

内 容	单 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
地域教育の充実に満足している割合	%	—	300
まちづくりに関する住民意識調査において、「地域や家庭による教育の充実」に「満足」や「やや満足」と回答した住民の方の割合	チャレンジ教室への参加者数	人	446

・吉田町チャレンジ教室に参加した児童（小学校1年生～6年生）の人数



- ・地域の教育力向上のため、各団体、組織のネットワーク化を図ることとともに、自然体験、通学合宿などさまざまな地域の特性を生かした体験活動を通して、子どもを豊かに育む取組を行っています。
- ・地域の教育力の向上を図るために、地域の各種団体の連携を促進するコーディネーター（調整役）が必要です。また、子どもたちを健全に育む活動に親の参加が少ないと、親の参加を促し、子どもと親と一緒に活動し、感動を共有できる場を創出する必要があります。
- ・家庭での教育力が低下してきていることから、家庭教育学級などを通じて家庭の教育力の向上に向けた支援を進める必要があります。
- ・育儿不安を一人で抱え込まないよう、仲間づくりや相談しやすい環境づくりを進めが必要があります。

次代を担う人づくりを進める

分野 4 青少年健全育成

たくましい精神と健やかな心を持つ健全な青少年の育っているまち

分野の結果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
青少年健全育成に満足している割合	%	14.3	30.0

・まちづくりに関する住民意識調査において、「青少年の健全育成」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

笑顔いっぱい運動※スタッフベスト配布枚数	枚	846	1,000
※青少年の健やかな成長を支援することに賛同してくれた人に黄色のベストを配布し、主に子どもの登下校の時間帯に通学路に立つて子どもに声掛けを行つてもらう運動。			

・「吉田町笑顔いっぱい運動」の趣旨に賛同した住民の方に配付した黄色のスタッフベストの枚数(累計)
※青少年の健やかな成長を支援することに賛同してくれた人に黄色のベストを配布し、主に子どもの登下校の時間帯に通学路に立つて子どもに声掛けを行つてもらう運動。

・全国的には、社会環境の変化の中で、無闇心な子どもが増加など、青少年の心の不安定さが問題になっています。

・吉田町笑顔いっぱい運動については、町内の児童・生徒には浸透していますが、大人への周知が十分でないため、引き続き広報する必要があります。

・町を挙げた青少年の健全育成活動を行うため、それに携わる人材の育成と体制づくりが必要です。



社会環境の整備

【5年後の姿】

- ・吉田町笑顔いっぱい運動を更に推進することにより、地域全体で青少年を見守っています。

指導者の育成と指導体制の充実

【5年後の姿】

- ・生涯学習活動を通して、青少年の健全育成活動に積極的に携わる人材が育成されています。
- ・家庭・地域・学校・行政が連携することにより、青少年を健全に育成していく体制が整っています。

関連する個別計画

【】

【】

【】

【】

【】

【】



第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野 1 多文化共生

④ 多文化共生計画の策定

【5年後の姿】

- ・多文化共生計画を策定し、それに伴う事業を実施することにより、町内在住の日本人と外国人がともに生活しやすい環境になります。

異なる文化の人たちが相互に理解しあい、協調して快適に暮らしているまち

分野の成果指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
在留外国人との交流に満足している割合	%	9.1	30.0
・まちづくりに関する住民意識調査において、「在留外国人との交流」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合			
日本語教室への参加者数	人	ボランティア 30 受講生 64 (平成 21 年度)	ボランティア 60 受講生 100
・ボランティア団体等が開催している日本語教室への参加者数			

⑤ 多文化共生意識の浸透

【5年後の姿】

- ・多文化共生についての情報を周知することにより、住民が多文化共生意識を持ち、地域と外国人との融和が図られた社会が形成されています。

⑥ 多文化共生に向けた生活基盤整備

【5年後の姿】

- ・町内在住の外国人向けに防災・医療・福祉などの情報発信を行うことにより、日常生活に必要な情報が得られています。
- ・通訳の配置などにより、町内在住の外国人向けの相談体制が確立されています。

- ・現代社会は経済を中心としたグローバル化と情報化社会の進展などにより、人・モノ・情報が、国境を越えて自由に移動するようになっています。

- ・町内在住外国人数が約1,000人となり、人口の3%を占めている現状を踏まえ、多文化共生計画を策定するところに、多文化共生の意識を広く浸透させていく必要があります。

- ・町内在住外国人が生活しやすい環境を確立するために、外国人住民に向けて各種の情報提供やサービスの充実を図る必要があります。

※国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

教育・文化・交流 ~豊かな人を育むまちづくり~

第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野 2 都市間交流

国内都市や海外都市との交流を通じて、活性化しているまち

分野の成績指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
国外の都市との交流に満足している割合	%	—	30.0

- ・まちづくりに関する住民意識調査において、「国外の都市との交流促進」「国内の都市との交流促進」に「満足」
- ・「やや満足」と回答した住民の方の割合

大井川流域交流イベントの参加者数	人	(平成21年度)	2,000

- ・大井川流域の協議会や市町主催により開催されるイベントへの参加者数

- ・大井川流域の市町による自然環境保全を中心とした都市間交流が行われています。一方、それ以外の交流は国内外ともにほどど行われていません。
- ・大井川流域を核とした、広域的な地域連携が必要となっています。
- ・富士山静岡空港の開港に伴い、中国や韓国などからの訪問者の増加や住民の訪問機会が増加することから、幅広い分野において交流を推進する必要があります。

都市間交流の推進

【5年後の姿】

- ・富士山静岡空港の活用を軸とした交流を推進することにより、就航先などの都市との交流が進んでいます。
- ・都市間交流が活発に行われ、人・モノ・情報が行き来することにより、活性豊かな人材が育っています。

大井川流域の交流促進

【5年後の姿】

- ・大井川の流域市町が連携することにより、様々な交流が図られるとともに、上流・下流それぞれが持つ地域資源を生かした取組が行われています。

第2節 心を豊かにする交流を活発化する

分野 3 コミュニティ

住民が積極的にコミュニティ活動に参加し、地域活動が自発的に進められているまち

分野の成績指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
コムニティ活動への支援に満足している割合	%	24.6	35.0
自治会に加入している世帯の割合(自治体加入世帯数/総世帯数)	%	73.9	75.0

・自治会に加入している世帯の割合

・地域に満足する住民意識調査において、「コムニティ活動への支援の充実」に「満足」「やや満足」と回答した住民の方の割合

分野の課題

- ・地域コムニティは、住みよいまちづくりを進めるための重要な基盤となっています。
- ・地域や住民同士の連帯感が希薄になっているため、住民が自発的、積極的にコムニティ活動を行えるよう、自治意識を高めていく必要があります。
- ・活発なコムニティ活動が持続的に行われるためには、コムニティを支える人材の育成が必要です。
- ・コムニティづくりの推進を図るために活動に対して、町が積極的に支援していく必要があります。

備考

活発なコムニティづくり

【5年後の姿】

- ・隣組を基礎単位とする自治会・町内会組織が充実することにより、住民と行政が一体となった活的なコムニティ活動が展開されています。

まちづくりを担う人材の育成

【5年後の姿】

- ・まちづくりを担う人材づくりのための研修などへの参加を促進することにより、活動の指導者となる人材が養成され、自主的なコムニティ活動が活発に行われています。

コムニティ活動の支援

【5年後の姿】

- ・コムニティ活動拠点の整備を支援することにより、コムニティが活性化しています。

第3節 心身の健康を保つ活動を推進する

分野 1 生涯学習

住民誰もが、いつでも学習することのできる環境の整っている
生涯学習のまち

分野の成績指標

内 容	単 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
生涯学習活動に満足している割合	%	27.8	38.0
まちづくりに関する住民意識調査において、「生涯学習活動の充実」に「満足」や「満足」と回答した住民の方の割合			

- ・まちづくりに関する住民意識調査において、「生涯学習活動の充実」に「満足」や「満足」と回答した住民の方の割合

生涯学習教室への参加人数	人	480	500
町主催の生涯学習教室への参加者数(延べ人数)			

- ・町主催の生涯学習教室への参加者数(延べ人数)

生涯学習の開拓面

- ・国際化、情報化、高学歴化などの社会環境の変化により、住民の学習ニーズは高まるとともに、多様化しています。
- ・様々な講座の開催やその成果を発表する場の充実が求められています。
- ・老朽化している生涯学習施設については、計画的な維持修繕を行ふとともに、建替えを含めた効率的な活用の検討を進め必要があります。
- ・地域の中から生涯学習の指導者となる人材の発掘や育成などを図り、生涯学習環境の充実に努める必要があります。
- ・すべての住民にとって利用しやすい図書館とするため、住民のニーズを的確に把握し、図書館運営に取り入れて行く必要があります。

生涯学習活動の推進

【5年後の姿】

- ・住民ニースに合わせた各種講座を開催することにより、生涯学習に取り組む人が増加しています。
- ・学習成果の発表や活用の場を充実することにより、その成果が地域に還元されています。

生涯学習施設の充実

【5年後の姿】

- ・生涯学習施設の充実を図ることにより、住民が快適な環境で生涯学習に取り組んでいます。

指導者の育成と育成活動

【5年後の姿】

- ・生涯学習を通じて、資質を持った地域の人材が指導者として育成されることにより、住民を指導するという循環が形成されています。
- ・生涯学習の指導者が交流することにより、指導者の資質向上が図られています。

図書館の機能向上

【5年後の姿】

- ・住民が生涯学習のために必要とする資料・情報を提供することにより、快適に図書館を利用できる環境となっています。

関連する個別計画

- ・吉田町立図書館基本構想及び基本計画
- ・吉田町生涯学習推進大綱
- ・吉田町次世代育成支援行動計画後期計画

第3節 心豊かな健廻を営む活動を推進する

分野 2 スポーツ・レクリエーション

住民が求めるスポーツをいつでも気軽に楽しめるまち

分野の現状指標

目標

総務課

町内スポーツ施設の整備

【5年後の姿】

- ・住民ニーズに沿った施設整備を進めることにより、スポーツ環境の向上が図られています。

スポーツ活動の振興期

【5年後の姿】

- ・各種大会を開催することにより、町全体のスポーツ人口の底辺拡大と競技レベルの向上が図られます。
- ・スポーツ活動への意欲が増進しています。
- ・参加やすいスポーツの普及を図ることにより、住民がスポーツ・レクリエーション活動を気軽に行っています。

組織の活性化

【5年後の姿】

- ・各種団体が連携することにより、スポーツ振興を図るための体制が強化されています。

運動部の整備

- ・スポーツ・レクリエーション活動は、健康の維持増進、住民同士や家族での交流、地域の連帯感の高揚、青少年の健全育成などの効果が期待されています。

- ・町のスポーツ活動の拠点として、利用者が安心して利用できる施設を整備していく必要があります。

- ・各種スポーツの参加者が固定化する傾向にあるため、町全体のスポーツ人口の底辺拡大を進め必要があります。

- ・スポーツを通じて住民が交流する場を充実させるためにには、スポーツを推進する各種団体の育成と連携体制の強化を図るなど、スポーツ振興に向けた運営体制の支援と充実が必要です。

歴史を継承し魅力ある文化を育む

分野 1 芸術文化・文化財

地域に根ざした芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて、 心豊かな暮らしが創造に努めるまち

分野の成果指標

内 容	单 位	現状値(平成22年度)	目標値(平成27年度)
芸術・文化に触れる機会に満足している割合	%	16.7	30.0
吉田町芸能祭・文化展に入場した人數	人	3,000	3,300

- ・まちづくりに関する住民意識調査において、「芸術・文化に触れる機会の充実」に「満足」「や満足」と回答した住民の方の割合
- ・吉田町芸能祭・文化展に入場した人數

・文化活動全般で、参加者の固定化や若年層の活動離れが懸念されています。

・住民が優れた芸術文化を鑑賞する機会を得られるようになる必要があります。

・地域に根ざした指導者の養成や、初心者でも参加できる入門講座の充実などにより、参加やすい環境づくりを進めるとともに、自主的な活動を支援する必要があります。

・歴史的、文化的に価値のある文化財は、後世に受け継ぐとともに、郷土への愛着を深めていための資料として活用することが重要です。

文化・芸術活動の推進

【5年後の姿】

- ・芸能祭・文化展などの充実を図ることにより、住民が優れた文化芸術を鑑賞し、自ら文化芸術活動に参加できる環境が整っています。

文化団体・指導者の育成

【5年後の姿】

- ・文化団体の育成・拡充や文化的な活動を促進できる指導者の育成を図ることにより、文化芸術活動が活性化しています。

文化財の保護と活用

【5年後の姿】

- ・文化財の保護と活用についての専門的な知識を有する人材を確保することにより、町内の文化財への理解と愛着を深める学習環境が整っています。